

## 呉市入札参加資格者指名停止要綱運用基準

### 1 指名停止の期間の始期（要綱第4条）

- (1) 入札参加資格者が呉市入札参加資格者指名停止要綱（以下「要綱」という。）別表各号の措置要件に該当することとなった場合に行う指名停止の期間の始期は、その措置を決定した日とする。
- (2) 指名停止期間中の入札参加資格者について、別の事案により再度の指名停止を行う場合、その始期は再度の指名停止の措置を決定した日とする。この場合、要綱第7条第1項の規定による通知は、別途行うものとする。

### 2 共同企業体に関する指名停止の運用（要綱第5条）

要綱第5条第3項に規定する共同企業体に対する指名停止は、当該共同企業体自らが要綱別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、要綱第6条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

### 3 短期加重措置の運用（要綱第6条第2項）

- (1) 入札参加資格者が要綱別表各号の措置要件に該当することになった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当する場合は、元請負人又は共同企業体に対する指名停止期間を超えてその指名停止期間を定めることができる。

### 4 指名停止の期間の特例（要綱第6条第3項から第5項まで）

#### (1) 「情状酌量すべき特別の事由」について

要綱別表各号に定めた指名停止期間の短期をもってしてもなお過重であると判断される場合をいい、例えば、発注機関の職員等に強要されてやむなく贈賄した場合で、その程度も極めて軽微であるとき等をいう。

#### (2) 「極めて悪質な事由」について

要綱別表各号に定めた指名停止期間の長期をもってしてもなお不十分であると判断される場合をいい、例えば、贈賄行為を何度も繰り返した場合や、本市の職員に不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

### 5 指名停止に至らない事由に関する措置（要綱第9条）

#### (1) 指名留保

ア 入札参加資格者について、要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、必要と認める期間、当該入札参加資格者の指名留保をすることができる。

イ アの規定により指名留保をした入札参加資格者について、同一の事由によ

り指名停止を行うときは、指名留保した期間を指名停止の期間に算入するものとする。

ウ 入札参加資格者が法人の場合で、法人又は法人の代表者（受任がある場合は、その受任者）の市町村税の滞納が判明したときは、滞納が解消されるまで指名留保をする。

エ 入札参加資格者が個人の場合で、その代表者の市町村税の滞納が判明したときは、滞納が解消されるまで指名留保をする。

## (2) 警告

入札参加資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあることにより公正取引委員会から警告又は嚴重注意を受けた場合は、文書により警告するものとする。

## (3) 注意

入札参加資格者について、前2号に該当しない場合で必要があると認めるときは、文書又は口頭で注意を喚起するものとする。

(4) 第1号ア、ウ及びエに規定する指名留保又は第2号に規定する警告若しくは前号に規定する注意の喚起は、財務部長の決裁により行うものとする。

## 6 要綱別表関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」について（要綱第2条(5)）

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

(2) 「市発注の請負等」について（要綱別表第2号から第5号、第7号から第10号、第12号、第14号及び第21号）

「市発注の請負等」とは、呉市上下水道局が発注する請負等を含む。

(3) 事故に基づく措置基準（要綱別表第10号）

要綱別表第10号に掲げる事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(4) 市発注の請負等の契約履行における安全管理措置の不適切の判断（要綱別表第10号(1)及び(3)）

市発注の請負等の契約履行における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に採っていない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

- イ 当該工事の現場代理人等が刑法，労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (5) 市発注以外の請負等の契約履行における安全管理措置の不適切の判断（要綱別表第10号(2)及び(4)）
- 市発注以外の請負等の契約履行における事故について，安全管理の措置が不適切であり，かつ，当該事故が重大であると認められるのは，原則としてアの場合とする。ただし，イによることが適当である場合には，これによることができる。
- ア 当該工事の現場代理人等が刑法，労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- イ 新聞報道，公表された工事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し，当該事故についての受注者の責任が明白であることが判断できる場合
- (6) 「本市の職員」について（要綱別表第11号）
- 「本市の職員」には，呉市上下水道局の職員を含む。
- (7) 「暴力的不法行為等」について（要綱別表第13号）
- 「暴力的不法行為等」とは，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (8) 「業務」について（要綱別表第13号から第15号まで及び第17号）
- 「業務」とは，個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。

付 則

この基準は，平成9年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成17年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成20年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成23年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成24年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は，平成30年2月20日から実施する。

付 則

この基準は，平成31年4月1日から実施する。